

令和3年3月 令和8年4月1日

奈良市議会政務活動費執行の手引

奈良市議会

## 政務活動費を充てることができる経費の範囲に係る運用指針

### 【調査研究費】

- 1 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査であることを要する。
- 2 支出手続について  
視察調査を行った場合は、調査研究・研修報告書（様式1）を作成し、行程表とともに添付する。
- 3 市内旅費について  
市内調査に自家用自動車を利用する場合は、市内調査研究日報（様式2）を添付する。  
なお、ガソリン代については調査研究活動に要した使用距離数1kmあたり10円を乗じた額を支出額とする。（ガソリン給油の領収書添付）
- 4 市外旅費について
  - ① 宿泊費については実費弁償とし、~~15,500円（朝・夕食代を含む。）~~別表の金額を上限とする。  
領収書には宿泊日及び宿泊施設名の記載を要する。  
ただし、支払いが振込等による場合は、領収書等貼付用紙に記載をする。
  - ② 公共交通機関利用（タクシーを含む。）の場合については、実費弁償とする。  
電車、バス等に係る領収書に類する書類については、支払証明書をもって代えることができる。（ただし、航空券は領収書を要す。）  
タクシーの利用については、他に利用できる公共交通機関がない場合、あっても利便性に乏しい場合、時間的制約がある場合など、合理的必要性がある場合に限って認める。
  - ③ 旅行雑費については支給しない。
  - ④ 自動車等利用の場合については、有料道路料金、駐車料金の実費弁償とする。  
なお、ガソリン代については、調査研究活動に要した使用距離数1kmあたり10円を乗じた額を支出額とする。（距離算出基礎添付）
- 5 海外視察については認めない。

## 【研修費】

- 1 調査研究活動のために必要な研修会であることを要する。
- 2 支出手続について
  - ① 研修会を実施した場合は、事業名（行事名）、開催日、場所、参加議員名、会議内容等を領収書等貼付用紙に記載する。
  - ② 研修会に参加した場合は調査研究・研修報告書（様式1）を添付する。
  - ③ 研修会の出席者負担金については、案内文・資料の写し等を領収書とともに領収書等貼付用紙に添付する。
- 3 市外旅費について
  - ① 宿泊費については実費弁償とし、~~15,500円（朝・夕食代を含む。）~~別表の金額を上限とする。  
領収書には宿泊日及び宿泊施設名の記載を要する。  
ただし、支払いが振込等による場合は、領収書等貼付用紙に記載をする。
  - ② 公共交通機関利用（タクシーを含む。）の場合については、実費弁償とする。  
電車、バス等に係る領収書に類する書類については、支払証明書をもって代えることができる。（ただし、航空券は領収書を要す。）タクシーの利用については、他に利用できる公共交通機関がない場合、あっても利便性に乏しい場合、時間的制約がある場合など、合理的必要性がある場合に限って認める。
  - ③ 旅行雑費については支給しない。
  - ④ 自動車等利用の場合については、有料道路料金、駐車料金の実費弁償とする。  
なお、ガソリン代については、調査研究活動に要した使用距離数1km当たり 10円を乗じた額を支出額とする。（距離算出基礎添付）

## 【広報費】

- 1 調査研究活動、議会活動及び市の政策についての広報活動であることを要する。
- 2 支出手続について
  - ① 作成した広報紙、報告書等は領収書等貼付用紙に添付する。
  - ② 会議等については、事業名（行事名）、開催日、場所、参加議員名、会議内容等を領収書等貼付用紙に記載する。（市政報告会等）

(別表)

| 宿泊地  | 金額<br>(1夜当たり) |
|------|---------------|
| 北海道  | 18,000円       |
| 青森県  | 15,000円       |
| 岩手県  | 13,000円       |
| 宮城県  | 14,000円       |
| 秋田県  | 15,000円       |
| 山形県  | 14,000円       |
| 福島県  | 11,000円       |
| 茨城県  | 15,000円       |
| 栃木県  | 14,000円       |
| 群馬県  | 14,000円       |
| 埼玉県  | 27,000円       |
| 千葉県  | 24,000円       |
| 東京都  | 27,000円       |
| 神奈川県 | 22,000円       |
| 新潟県  | 22,000円       |
| 富山県  | 15,000円       |
| 石川県  | 13,000円       |
| 福井県  | 14,000円       |
| 山梨県  | 17,000円       |
| 長野県  | 15,000円       |
| 岐阜県  | 18,000円       |
| 静岡県  | 13,000円       |
| 愛知県  | 15,000円       |
| 三重県  | 13,000円       |

| 宿泊地  | 金額<br>(1夜当たり) |
|------|---------------|
| 滋賀県  | 15,000円       |
| 京都府  | 27,000円       |
| 大阪府  | 18,000円       |
| 兵庫県  | 17,000円       |
| 奈良県  | 15,000円       |
| 和歌山県 | 15,000円       |
| 鳥取県  | 11,000円       |
| 島根県  | 13,000円       |
| 岡山県  | 14,000円       |
| 広島県  | 18,000円       |
| 山口県  | 11,000円       |
| 徳島県  | 14,000円       |
| 香川県  | 21,000円       |
| 愛媛県  | 14,000円       |
| 高知県  | 15,000円       |
| 福岡県  | 25,000円       |
| 佐賀県  | 15,000円       |
| 長崎県  | 15,000円       |
| 熊本県  | 20,000円       |
| 大分県  | 15,000円       |
| 宮崎県  | 17,000円       |
| 鹿児島県 | 17,000円       |
| 沖縄県  | 15,000円       |

(出所) 職員等の旅費に関する条例施行規則別表第4「市長等」の欄